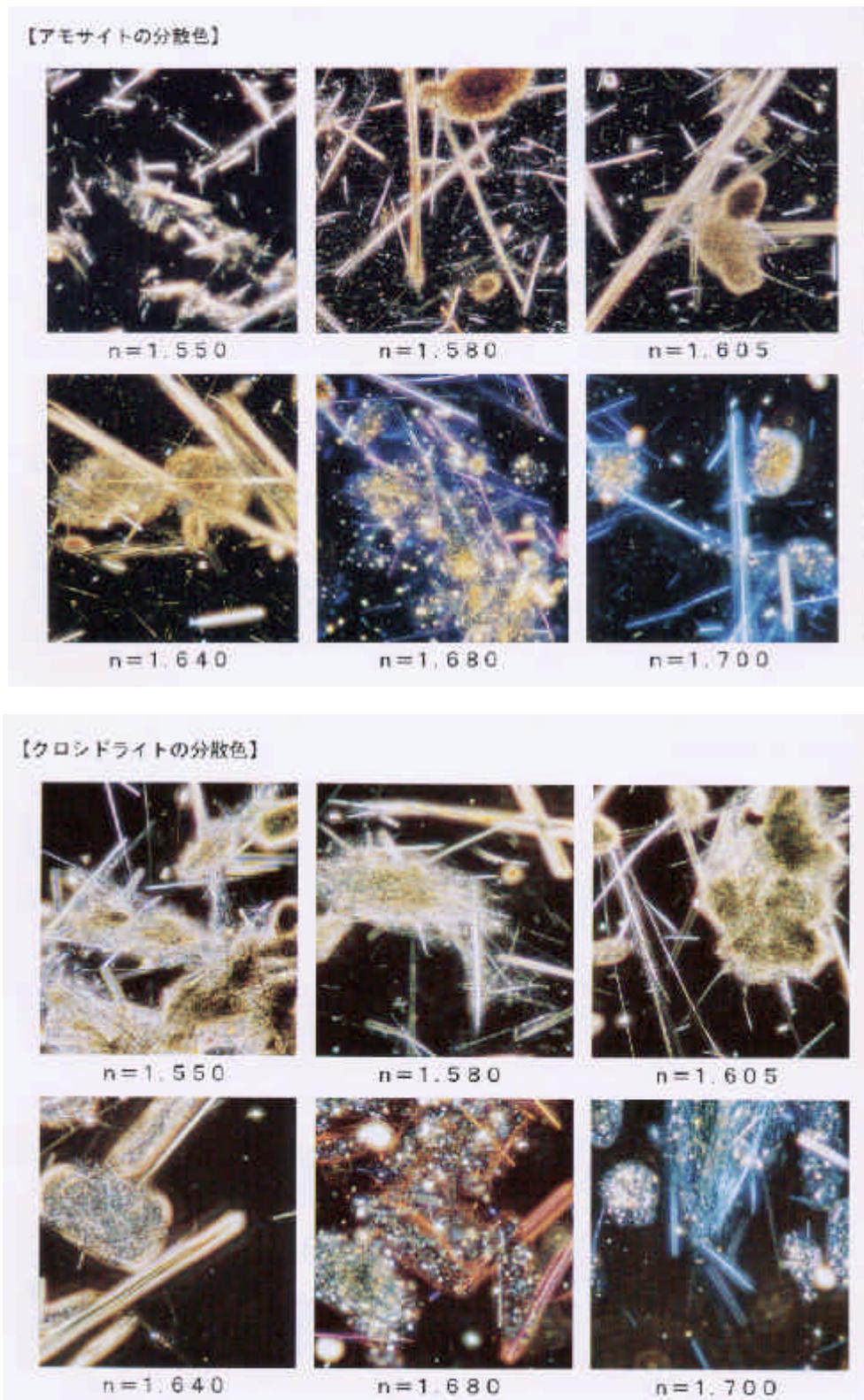


図表 17 石綿の分散色写真



分析時に使用する浸液は 25 で、 n=1.550、 n=1.640、 n=1.680、 n=1.700 の 4 種類で、アモサイトは n=1.680 で桃色、n=1.700 で青色、クロシドライトは n=1.680 で橙色、n=1.700 で青色の最も敏感な分散色を呈する。

(出典：建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル(写真は(社)日本作業環境測定協会の小西研究技術部長より提供) ぎょうせい)

(4) その他

<石綿含有成形板について>

建築物に使用されている石綿を含む建築材料には、吹付け石綿と石綿含有成形板等があります。吹付け石綿は、セメント等の含有率が小さいことから、解体等に伴う飛散性が高いですが、石綿含有成形板は、石綿とセメント等が固化されているため、解体等に伴う石綿の飛散は一般に起こりにくい状態となっています。ただし、比重の軽い石綿含有成形板（例えば、耐火被覆板、折版屋根断熱材、配管等の保温材、ロックウール吸音板等）を使用した建築物を解体する場合や、アスベストタイル等を破壊又は破断する場合は石綿が飛散する可能性がありますので注意が必要です。

石綿含有成形板については、平成 12 年 3 月 31 日、建設省（現国土交通省）大臣官房官庁営繕部計画課長より「非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて（通知）」（建設省営計発第 44 号）が通知されました。非飛散性アスベスト含有建材（アスベスト成形板）に関しては、「労働安全衛生法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づいて、撤去、収集、運搬、処分等が行われていますが、その破壊又は破断による石綿粉じんの発生に対する問題意識の高まりに鑑み、官庁営繕工事における処理作業の標準及びこれに関する取扱い等を内容とするものです。詳しくは、各地方建設局営繕部にお問い合わせ下さい。

・石綿排出等作業の実施に係る届出

事前調査で吹付け石綿の使用が確認されたら、その建築物が届出要件に該当するか否かを確認し、要件に当てはまる場合は届出をする必要があります。

(1) 届出要件の確認

当該建築物が届出要件(2頁参照)に当てはまるかどうかを確認します。以下、各要件の確認をする際のポイントを記します。なお、要件に満たない規模の解体工事も、作業基準に準じて処理を行うことが望まれます。また、大気汚染防止法だけではなく、条例等により届出要件等を定めている自治体もありますので、詳しくは地元自治体へお問い合わせ下さい。

建築物の延べ面積

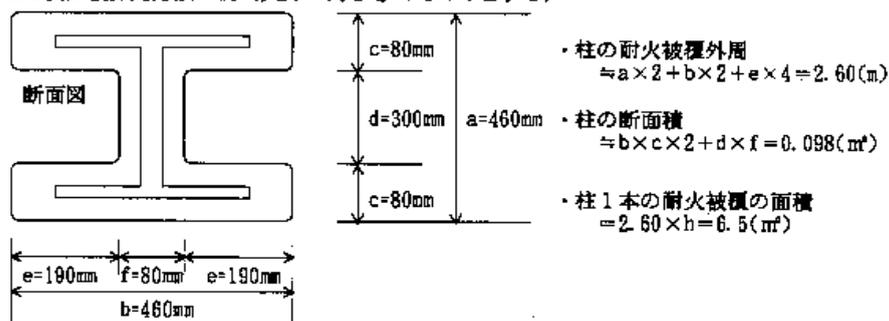
延べ面積とは、作業の対象となる建築物の各階の床面積の総計であり、建築基準法における「延べ面積」と同義です。

吹付け石綿の使用箇所・使用面積

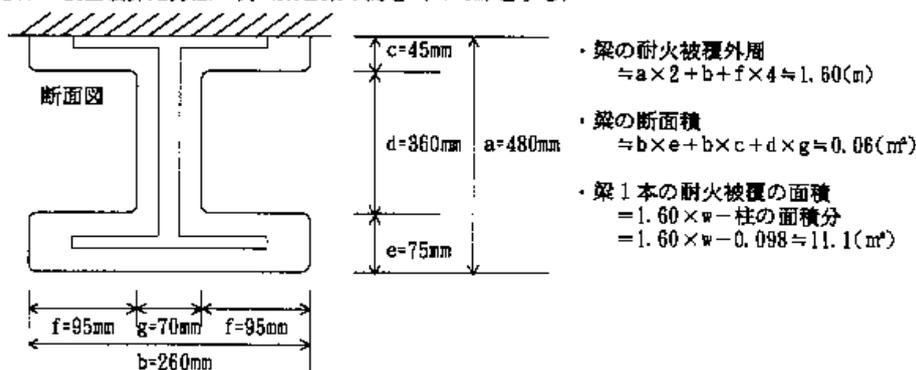
設計図書等により使用箇所・使用面積が確認可能な場合は、これにより行うとともに、念のため図書の内容を目視調査で確認します。図書等で確認が困難な場合は、目視調査で判明した使用部位ごとに、通常行われている表面積算定方法により計算します。

図表 18 柱の表面積算定方法の例(天井の高さを $h=2.5\text{m}$ とする) 及び梁の表面積算定方法の例(梁と梁の間を $w=7.0\text{m}$ とする)

●柱の表面積算定方法の例(天井の高さを $h=2.5\text{m}$ とする)



●梁の表面積算定方法の例(梁と梁の間を $w=7.0\text{m}$ とする)



(注) 労働安全衛生法の届出要件について

労働安全衛生法においては、図表 19 に示した大気汚染防止法の規模要件によらず、吹付け石綿の除去を行う場合には、労働基準監督署長への届出が必要となります(労働安全衛生法第 88 条の 4)。詳しくは労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

図表 19 大気汚染防止法と労働安全衛生法の届出要件の整理表

労働安全衛生法 大気汚染防止法	除去作業あり	除去作業なし
規模要件以上 { 延べ床面積 500 m ² 吹付け面積 50 m ²		
規模要件未満		-

- : 両法の届出が必要
- : 大気汚染防止法の届出が必要
- : 労働安全衛生法の届出が必要
- : 届出の必要なし

(2) 届出

届出先

吹付け石綿が使用され、届出要件に該当する特定工事を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、図表21に示す届出事項について、都道府県知事（政令により委任されている市については市長）へ届出を行う必要があります。都道府県によっては、保健所、地方事務所、市町村等において届出の受付を行っている場合があります。図表20は、都道府県知事から届出の受理、各種の命令に関する事務について委任されている大気汚染防止法の政令市です。条例を制定している自治体においては、その条例にも従う必要があります。

図表20 大気汚染防止法の政令市

（都道府県知事から届出の受理その他の事務を委任されている市）

北海道	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市
秋田県	秋田市
福島県	郡山市、いわき市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	川越市、川口市、浦和市・大宮市(H13.5.1～さいたま市)、所沢市、越谷市
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市
東京都	八王子市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、平塚市
新潟県	新潟市
富山県	富山市
石川県	金沢市
長野県	長野市
岐阜県	岐阜市
静岡県	静岡市、浜松市、清水市
愛知県	名古屋市、豊橋市、豊田市
三重県	四日市市
滋賀県	大津市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、八尾市
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市
岡山県	岡山市、倉敷市
広島県	広島市、呉市、福山市
山口県	下関市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	北九州市、福岡市、大牟田市
長崎県	長崎市、佐世保市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
計	81市

平成13年4月1日現在

届け出るべき事項

届出者は作業工程を管理している工事の施工者であり、元請負人が届出義務者に該当します（下請業者を使用して施工する場合も、届出義務者は元請負人）。また、届出人が法人である場合、名義は必ずしも本社の代表者である必要はなく、その委任状を添付すれば当該作業を行う事業所の長等（支店長など）の名での届出で差し支えありませんが、委任状不備のために、排出作業予定日の 14 日前までに届出が間に合わない場合が見受けられるので注意が必要です。図表 21 に届出事項と添付書類を示し、図表 22 に実際の特定期じん排出等作業実施届出書の様式を示します。

図表 21 届出事項と添付書類

届出事項	氏名又は名称及び住所。法人の場合、その代表者の氏名 特定工事の場所 特定粉じん排出等作業の種類 特定粉じん排出等作業の実施の期間 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における吹付け石綿の種類、その使用箇所及び使用面積 特定粉じん排出等作業の方法
添付書類	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況 特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの * 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要（延面積、耐火建築物・準耐火建築物の別） * 注文者の氏名又は名称 * 届出者の現場責任者及び連絡場所 * 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

*ただし、～ については、届出書様式中に「参考事項」として記入欄が設けられており、そこに記入することで添付書類に代えることができる。

図表 22 「特定粉じん排出等作業実施届出書」の様式

様式第 3 の 4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事

殿

市 長

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 あつては、その代表者の氏名 印
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 解体作業 2 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 3 の項 改造・補修作業 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	整理番号		
	至 年 月 日	受理年月日		
特定建築材料の種類	吹付け石綿	審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。			
特定建築材料の使用面積	m ²			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要	耐火 ・ 準耐火 延べ面積 m ² (階建)	備考	
	注文者の氏名又は名称			
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第 3 号から第 5 号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。